

第 74 回全国植樹祭岡山県実行委員会会則（案）

第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 この会は、第 74 回全国植樹祭岡山県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目 的）

第 2 条 実行委員会は、第 74 回全国植樹祭（以下「全国植樹祭」という。）の開催に必要な事業を行い、県民の緑化意識の醸成を図り豊富な森林資源の循環利用を進めるとともに、本県の歴史、文化など様々な魅力を全国に発信することを目的とする。

（事 業）

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 全国植樹祭の運営に必要な企画及び調整に関すること
- (2) 関係する機関及び団体との連絡調整等に関すること
- (3) 全国植樹祭の式典行事、植樹行事に関すること
- (4) 全国植樹祭の招待者等への案内、宿泊、輸送等に関すること
- (5) 全国植樹祭に係る広報、協賛及び各種募集に関すること
- (6) その他、全国植樹祭の目的を達成するために必要な事業に関すること

第 2 章 組 織

（構 成）

第 4 条 実行委員会は、委員、顧問、参与及び監事（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 実行委員会には、委員のうちから会長及び副会長を置く。

3 委員等は、別表第 1 に掲げる役職にある者をもって充てる。

（委員等の職務）

第 5 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。

4 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べる。

5 参与は、全国植樹祭の具体的な運営方法に関し、助言する。

6 監事は、会計の監査に当たる。

（委員等の任期）

第 6 条 委員等の任期は、第 17 条の規定により実行委員会が解散する日までとする。

2 委員等は、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

3 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

（委員等の報酬及び旅費）

第 7 条 委員等への報酬及び旅費については支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

2 前項ただし書の規定により旅費を支給する場合は、岡山県の例に準ずるものとする。

第3章 会 議

(会議の種類)

第8条 実行委員会に係る会議は、総会、幹事会及び専門委員会とする。

(総 会)

第9条 総会は、会長、副会長及び委員（以下「実行委員」という。）並びに顧問、参与及び監事をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、その議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること

(2) 全国植樹祭の企画及び運営の基本的事項に関すること

(3) 事業計画、予算及び決算に関すること

(4) 幹事会に委任する事項に関すること

(5) 専門委員会に付託する事項に関すること

(6) その他全国植樹祭の開催に関して重要な事項に関すること

4 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

5 総会の議事は、出席した実行委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 総会に出席できない実行委員は、あらかじめ通知された事項について代理人にその権限を委任し、又は書面をもって議決に加わることができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席した実行委員とみなす。

7 会長が必要と認める場合は、書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員等以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会長の専決処分)

第10条 会長は、緊急を要し総会を招集することができないと認められる場合は、前条第3項各号に掲げる事項について専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の総会にこれを報告しなければならない。

(幹事会)

第11条 実行委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、幹事（以下「幹事等」という。）をもって組織する。

3 幹事等は、関係機関及び関係団体等で構成し、別表第2に掲げる役職にある者をもって充てる。

4 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

5 幹事長に事故あるときは、あらかじめ幹事長が指名した者が、その職務を代理する。

6 第6条及び第7条の規定は、幹事会において準用する。この場合において、「委員等」とあるのは「幹事等」と読み替えるものとする。

7 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 総会に付議すべき事項に関すること

(2) 総会から委任された事項に関すること

(3) 緊急に審議し、決定することが必要な事項に関すること

(4) 第9条第3項各号に掲げる事項以外で、全国植樹祭の実施に関して必要な事項に関すること

(5) その他会長が必要と認める事項に関すること

8 幹事会は、前項第1号、第2号、第3号及び第5号に掲げる事項を審議し、決定したときは、次の総会にこれを報告しなければならない。

- 9 第9条第4項から第7項までの規定は、幹事会の会議において準用する。この場合において「総会」とあるのは「幹事会」に、「実行委員」とあるのは「幹事等」に、「会長」とあるのは「幹事長」にそれぞれ読み替えるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、幹事会に必要な事項は、会長が別に定める。

(専門委員会)

第12条 実行委員会に専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、専門委員長及び専門委員（以下「専門委員等」という。）をもって組織する。
- 3 専門委員等は、関係機関、関係団体及び学識経験者等で構成し、会長が委嘱する。
- 4 専門委員等の任期は、会長が定める。
- 5 専門委員会は、専門委員長が招集し、その議長となる。
- 6 専門委員会は、総会から付託された専門的事項について調査及び審議する。
- 7 専門委員会は、前項に掲げる事項について会長に報告する。
- 8 前7項に定めるもののほか、専門委員会に必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 事務局

(事務局)

第13条 実行委員会の事務を処理するために、第74回全国植樹祭岡山県実行委員会事務局（以下「事務局」という。）を岡山県環境文化部内に置く。

- 2 事務局に、事務局長を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、この会則に定めるもののほか、会長が別に定める。

第5章 経費及び会計

(経費)

第14条 実行委員会の事業に必要な経費は、負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画、予算及び決算)

第15条 実行委員会の事業計画及び収支予算は事務局長が編成し、総会の承認を得なければならない。

- 2 実行委員会の収支決算は事務局長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、岡山県の例に準ずるものとする。

第6章 解散

(解散)

第17条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときには、総会の議決をもって解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、岡山県に帰属するものとする。

第7章 補則

(補 則)

第 18 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、令和 2 年 11 月 16 日から施行する。
- 2 実行委員会設立当初の会計年度は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、実行委員会の設立の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。
- 3 会長がやむを得ず必要と認めた経費については、実行委員会による予算の議決前に支出できるものとする。この場合において、当該支出した経費は収支予算案に含めるものとする。

別表第1 (第4条関係)【実行委員会】

職名	区分	所属	役職
会長	県	岡山県	知事
副会長	市町村	岡山市	市長
	緑化・林業	公益社団法人岡山県緑化推進協会	会長
	県	岡山県	副知事
顧問	県議会	岡山県議会	議長
委員	県議会	岡山県議会環境文化保健福祉委員会	委員長
		岡山県議会農林水産委員会	委員長
	国	林野庁近畿中国森林管理局岡山森林管理署	署長
		環境省中国四国地方環境事務所	所長
	市町村	岡山県市長会	会長
		岡山県町村会	会長
	学識経験者	中国学園大学・中国短期大学	学長
		岡山県立大学	理事長兼学長
	緑化・林業	岡山県森林組合連合会	代表理事会長
		一般社団法人岡山県木材組合連合会	会長
		岡山県山林種苗協同組合	理事長
		一般社団法人岡山県森林協会	会長
		岡山県林業研究グループ連絡協議会	会長
	農業	岡山県農業協同組合中央会	代表理事会長
	経済・観光	岡山県商工会議所連合会	会長
		岡山県商工会連合会	会長
		岡山県中小企業団体中央会	会長
		公益社団法人岡山県観光連盟	会長
	宿泊・輸送	岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長
		西日本旅客鉄道株式会社岡山支社	執行役員岡山支社長
		公益社団法人岡山県バス協会	会長
	女性・福祉・ 教育・環境・ 文化	一般社団法人岡山県婦人協議会	会長
		社会福祉法人岡山県社会福祉協議会	会長
		岡山県小学校長会	会長
		岡山県中学校長会	会長
		岡山県高等学校長協会	会長
		岡山県私学協会	会長
		岡山県特別支援学校長会	会長
		公益財団法人岡山県環境保全事業団	理事長
		公益社団法人岡山県文化連盟	会長
		公益財団法人岡山県郷土文化財団	理事長
	県	岡山県環境文化部	部長
		岡山県産業労働部	部長
		岡山県農林水産部	部長
		岡山県教育委員会	教育長
		岡山県警察本部	本部長

参 与	報道	株式会社山陽新聞社	代表取締役社長
		株式会社朝日新聞社岡山総局	総局長
		株式会社毎日新聞社岡山支局	支局長
		株式会社読売新聞社岡山支局	支局長
		株式会社産業経済新聞社岡山支局	支局長
		株式会社中国新聞社岡山支局	支局長
		株式会社日本経済新聞社岡山支局	支局長
		株式会社日刊工業新聞社岡山支局	支局長
		一般社団法人共同通信社岡山支局	支局長
		株式会社時事通信社岡山支局	支局長
		日本放送協会岡山放送局	局長
		R S K 山陽放送株式会社	代表取締役社長
		岡山放送株式会社	代表取締役社長
		西日本放送株式会社岡山本社中国総支社	総支社長
		株式会社瀬戸内海放送岡山本社	取締役執行役員 岡山本社代表
テレビせとうち株式会社	代表取締役社長		
岡山エフエム放送株式会社	代表取締役社長		
岡山県ケーブルテレビ振興協議会	会長		
監 事	市町村	岡山市	会計管理者
	県	岡山県	出納局長

別表第 2 (第 11 条関係)【幹事会】

職 名	区 分	所 属	役 職
幹事長	県	岡山県環境文化部	部長
幹 事	国	林野庁近畿中国森林管理局岡山森林管理署	次長
		市町村	岡山県市長会
		岡山県町村会	事務局長
		岡山市都市整備局	都市・交通・公園担当局長
	緑化・林業	公益社団法人岡山県緑化推進協会	事務局長
		岡山県森林組合連合会	代表理事専務
		一般社団法人岡山県木材組合連合会	専務理事
		岡山県山林種苗協同組合	事務局長
	経済・観光	岡山県商工会議所連合会	専務理事
		公益社団法人岡山県観光連盟	専務理事
	県	岡山県総合政策局公聴広報課	課長
		岡山県総務部総務学事課	課長
		岡山県産業労働部観光課	課長
		岡山県農林水産部林政課	課長
		岡山県教育委員会教育政策課	課長
岡山県警察本部警備部警備課		課長	